

新潟地域産業見本市事前予約型個別ビジネス商談会用 マッチングシステム構築業務事業者選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 新潟地域産業見本市事前予約型個別ビジネス商談会用マッチングシステム構築業務を委託するにあたり、業務受託候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル形式により選定を行うものとする。その選定に関し、必要な事項を公正かつ適正に審査するため、「新潟地域産業見本市事前予約型個別ビジネス商談会用マッチングシステム構築業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、候補者を選定するため必要な事項を審議し決定する。

（組織）

第3条 選定委員会は別表1、2に定める者をもって組織する。

2 一次審査では別表1に定める者のうちプロジェクトマネージャー1名およびスタッフ2名、二次審査では別表1に定める者、三次審査では別表2に定める者をおいて審査する。

（会議）

第4条 選定委員会は、各審査段階における審査員の半数以上の出席をもって開催する。

2 選定委員会の議事は、各審査段階における審査員の過半数の合意をもって決する。

3 選定委員会の会議は、非公開とする。

（選定）

第5条 選定委員会は、候補者を選定する際は、当該業務の「新潟地域産業見本市事前予約型個別ビジネス商談会用マッチングシステム構築業務に係る審査要領（資料3）」に基づいて総合的に審査し、最も適切な者を候補者として選定するものとする。

（委員の責務）

第6条 委員は、公正な審査に努めなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 選定委員会の庶務は、新潟地域産業見本市実行委員会事務局において処理する。

附則

1 この要綱は、令和2年1月17日から施行する。

2 この要綱は、候補者決定をもって効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

団体名	役職	氏名
公益財団法人新潟市産業振興財団		
公益財団法人新潟市産業振興財団		
公益財団法人新潟市産業振興財団		
公益財団法人新潟市産業振興財団		
公益財団法人新潟市産業振興財団		

別表 2 (第 3 条関係)

団体名	役職	氏名
新潟商工会議所		
新潟県信用保証協会		
独立行政法人中小企業基盤整備機構		
公益財団法人燕三条地場産業振興センター		
公益財団法人新潟市産業振興財団		

※役職及び氏名については公正な審査及び個人情報の観点から公表しない。